

件名	愛媛県風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例
主管課	都市計画課
根拠法令等	都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成13年政令第98号）

【改正の概要】

- 都市計画法の一部改正により県が規制を行う風致地区の面積が 10 ヘクタール以上のものに限られたことに伴う改正（10ヘクタール未満の風致地区は、市町村が条例により規制）
- 風致地区内において知事等の許可を要する行為の追加
「屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積」
（適用除外；面積が10平方メートル以下であり、かつ、高さが1.5メートル以下のもの）
- 知事等の許可の基準の改正
 - 第5条第1項各号に掲げる許可の基準に適合する行為については、許可を行うものであることを明確化
 次の基準に適合しないものについては、許可をしない。 次の基準に適合するものについては、許可をするものとする。
 - 宅地造成等に係る許可の基準の改正（緑地率の設定等）

	改正前		改正後	
1ヘクタールを超える宅地の造成等	高さ5メートルを超えるのりを生ないこと 知事が指定した森林の伐採を行わないこと	<u>土地の形質の変更後の土地について植栽その他必要な措置を行うこと等により変更後の地貌が周辺の土地の風致と著しく不調和とならないこと</u>	<u>緑地率が25パーセント以上（自己の居住の用に供する1戸建ての住宅の場合にあっては15パーセント以上）であること。</u>	高さ5メートルを超えるのりを生ないこと 知事が指定した森林の伐採を行わないこと
1ヘクタール以下の宅地の造成等		木竹の生育に支障を及ぼすおそれが少ないこと	木竹の生育に支障を及ぼすおそれが少ないこと	<u>生ずるのりが周辺の土地の風致と著しく不調和とならないこと</u>

- 「水面の埋立て又は干拓」に係る許可の基準の追加
周辺の土地等における木竹の生育に支障を及ぼすおそれが少ないこと。
- 「屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積」に係る許可の基準の設定
堆積を行う土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。
- 公社、公団の独立行政法人化等に伴い、知事等の許可に代えて協議で足りることとされている法人の名称の変更

[施行日：公布の日] (独) 緑資源機構 (独) 雇用・能力開発機構 日本郵政公社 (独) 水資源機構 (独) 鉄道建設・運輸施設整備支援機構	[施行日：16.4.1] (独) 労働者健康福祉機構 (独) 環境再生保全機構 [施行日：16.7.1] (独) 都市再生機構	[施行日：法人成立の日] (独) 中小企業基盤整備機構
--	---	--------------------------------

施行日 平成16年4月1日（ただし4は除く。）

【その他参考事項】

- 風致地区（3市1町、154地区、696ha）
 ・松山広域都市計画区域 松山市梅津寺・港山・城山・弁天山、伊予市上吾川 など
 ・南予レクリエーション都市計画区域 津島町近家 191.0ha